

高齢者講習について

【高齢者講習とは】

70 歳以上の高齢者が運転免許証等を更新する際に、事前に受けておかなければならない講習です。

【受講対象者】

更新期間満了日における年齢が 70 歳以上の方

2 時間講習～普通自動車対応免許を更新される方（運転技能検査対象者を除く）

1 時間講習～普通自動車対応免許以外（原付・二輪・大特・小特免許のみ）を更新される方、又は運転技能検査対象者

【受講までの流れ】

1. 75 歳以上の方には検査・講習通知書、70 歳以上 75 歳未満の方には講習通知書が更新期間満了日の約 180 日前に届きます。
2. 通知書の 1 ページの「あなたの必要な検査・講習」欄に記載された、高齢者講習（1 時間）又は（2 時間）を確認してください。
3. 通知書記載の検査・講習実施場所一覧から希望する自動車学校等へ早めに電話で予約してください。（認知機能検査・運転技能検査に該当している方は併せて予約可能）
4. 予約した自動車学校等で受講してください。

【高齢者講習の概要】

講習内容	(1) 講義 (2) 運転適性検査器材による指導 (3) 実車による指導 ※ 1 時間講習の方は「(3)実車による指導」は除く。
講習時間 及び 手数料	2 時間講習 ～ 6, 6 0 0 円 1 時間講習 ～ 2, 9 5 0 円 ※ 認定教育で実施している自動車学校等では、手数料が異なる場合があります。

【実車による指導の内容】

実車による指導では、実際にコースで普通自動車を運転して、課題を行います。

課題は運転技能検査と同等の内容（指示速度による走行、一時停止、右折・左折、信号通過、段差乗り上げ）を行い、加齢に伴う身体機能の低下によるご自身の運転技能を自覚して、安全運転に繋げていただく内容となります。（採点はなし）